



発行：京都市 文化市民局 市民生活部 市民総合相談課

本誌に関するお問い合わせは  
075(256)1110

2007. 夏号

# マイツテ ライフ 193

## 193号 目次

- 2 ページ ● 特集 団塊の世代を狙った利殖商法にご注意を!!
- 4 ページ ● 暮らしの経済 退職金の保全と運用
- 5 ページ ● すぐに使えるちえぶくろ 賞味期限を正しく理解しよう
- 6 ページ ● 消費生活相談の小窓 浄水器の訪問販売ほか
- 8 ページ ● トピックス ～架空請求の対処法～

## 中学生向け冊子を 市内中学校に配布

京都市では、若者に多く見られる消費者被害の未然防止と、将来、賢い消費者となっただくため、中学校の社会科・家庭科の授業の補助資料として活用できる中学生向けの冊子を作成しました。平成19年度から市内の全中学校に配布します。

中学生にも身近な契約の問題や、若者にトラブルの多い事例などを紹介し、将来、賢い消費者となるために必要な基礎知識や感覚を身に付けることをねらいとしています。

**掲載内容** 携帯電話・インターネットの注意点、契約の成立とそれに伴う義務、悪質商法の手口とクーリング・オフ制度、個人情報の保護、借金と利子ほか

## 消費者被害から 若者を守ろう



京都精華大学の学生の描いたマンガを掲載しています。  
A4、16ページ カラー（一部モノクロ）

この冊子は、中学校に配布するほか、PTA等への出前講座で活用します。  
出前講座についてのお問い合わせは、市民生活センターへ。

# 団塊の世代を狙った 利殖商法 にご注意を!!

## 主な利殖商法の被害相談 1

### 儲かると言われ購入した「未公開株」

突然知らない業者が自宅を訪問してきた。「近いうちに上場する、上場したら3倍から4倍の値上がりは確実!!」と勧誘され、最初は全く信用していなかったが、話を聞くうちに今購入しないと損に思え、悩みに悩んだ末、未公開株(300万円)を購入した。しかし数日たっても株はいっこうに上場しない。

話が違うので、購入を勧めてきた業者に問い合わせをしたが、連絡が取れなくなってしまった。

未公開株とは、証券取引所などに上場していない株のことです。未公開株の販売等を行うことができるのは、当該未公開株の発行会社か、証券業の登録を受けた証券会社に限られていますので、証券業の登録を受けていない業者は無登録営業となり、証券取引法に違反することになります。上記の被害相談のように、代金を支払ったとたんに、連絡さえつかなくなってしまふ業者も少なくありません。

### 被害に遭わないようにするためには

- ・ 勧誘してきた会社は本当に実在するかどうか
- ・ 金融庁から「証券業の登録」を受けている会社かどうか
- ・ 知人から話があった場合は、本当に信用できる相手かどうか
- ・ 勧誘対象の未公開株会社は実在し、事業を行っているかどうか などを確認する必要があります。

「必ず儲かる」「倍になる」などの甘いセールストークに惑わされずに、信用のできない業者からの勧誘や、仕組みや内容がよくわからない話は、きっぱり断りましょう。

絶対に口外しないで下さい!!  
値上がり確実  
ですから!この  
機会に  
ぜひ!

そんなに  
うまい話  
本当??

参考

金融庁ホームページ：  
<http://www.fsa.go.jp/>



## 利殖商法

とは、「値上がり確実」、「必ず利益が出る」など利殖になることを強調して契約させる商法です。突然、知人から「ここだけの話、誰にも教えないで」としておいしい投資話を持ちかけられたら、皆さんどうするでしょうか？

儲け話をうたった未公開株や商品相場などに関する取引被害の相談が、全国的にも増加しています。今後、退職金や老後の生活資金を狙った電話勧誘、訪問して何時間もねばり契約させるといった悪質な手口が横行すると考えられますので、被害に遭わないよう注意が必要です。

## 主な利殖商法の被害相談 2

### 素人には難しい商品相場(海外先物取引)

自宅に業者から電話で「必ず儲かる利殖話がある」との勧誘があり、何度も断ったが断りきれず、とりあえず話を聞くことになった。訪問してきた担当者の口から「海外先物」と、普段あまり聞きなれない言葉で大豆取引について説明があった。内容がよく理解できなかったが、「必ず儲かる。絶対損はしないから任せて欲しい。今がチャンスだ。」と強引に勧誘され、何時間もねばられた末、書類に署名をした。

翌日、業者が銀行に随行して、定期預金を解約し100万円を渡した。契約してから2週間ほどになるが、新聞などでよく似た利殖話の被害情報の記事を見て不安になった。



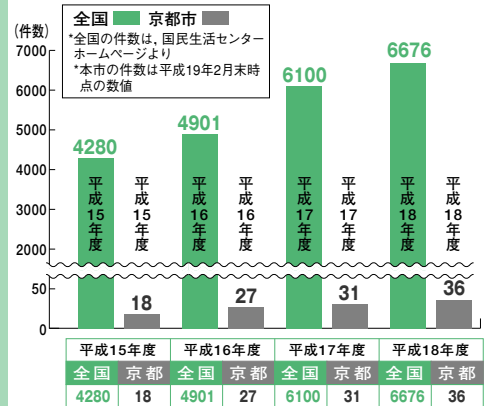
先物取引とは、将来の一定の時期に商品を受け渡しすることを約束して、その価格を現時点で決める取引です。先物取引では取引金額の総額が、取引に際して預けた金額の10~30倍となり損失が出た場合のダメージは大きく、預けた金額よりも上回るおそれがあります。相談事例のような海外先物取引は、海外の政治・経済情勢等も大きく影響し、仕組みがよくわからない素人が将来の商品の価格を予想することは困難であり、利益を得ることは大変難しい取引で必ず儲かるというものではありません。

### 被害に遭わないようにするためには

- ・勧誘の電話や訪問があったときに、取引する意思がないことをはっきり伝える
- ・勧誘相手に根負けして取引の契約をしない
- ・仕組みもよく理解しないまま取引に参加しない

など自分の身は自分で守り、甘い言葉やおいしい話に誘惑されないように気をつけましょう。

【利殖商法に関する相談件数】



参考

国民生活センターホームページ：

<http://www.kokusen.go.jp/>



No. 190

# 退職金の保全と運用

京都大学名誉教授  
野村 秀和

## 団塊世代の大量退職

団塊世代のリタイアが始まります。その人たちの退職金をめぐる消費者トラブルが、既に出始め、これから増えてくるでしょう。低金利政策が続く中、定期預金の利率を考えると、投資勧誘の利殖商法がさらに広がるからです。

## 新しい人生設計

高齢社会は、退職後を余生というよりも、新しいもう一つの人生の始まりに変えました。60代は、まだまだ元気な世代です。雇用の延長に恵まれる人たちはそれほど多くはありません。やりたいことが多く、NPO（非営利組織）への参加や起業など、受け皿も増えてきました。

## 利殖商法のターゲット

まとまった金額でもある退職金の保全・運用は、新しい人生設計にとって、不可欠な課題となります。利殖商法の被害者には、

専門知識をお持ちでない老人に加えて、サラリーマン時代に管理職などを経験された人たちが含まれています。この人たちは、グローバル化した経済や企業経営についての経験と知識をお持ちです。

ハイリターンは、ハイリスクであることも承知の上で、投資勧誘を「選別」されません。経験と自信が、自分だけは騙されないという思いを強めさせ、先端をはしるIT関連などの新規事業への投資勧誘に寄せられるのです。

## 低金利政策の中でのたくましさ

企業への低金利政策が、庶民の財産保全・運用の安心できる道を閉ざしていることが、投資市場へ駆り立てる背景となっています。全ての投資勧誘が騙し商法ではありませんが、それを見極めるのは、自己責任です。

高齢消費者のたくましさや慎重さが、以前にも増して求められることとなりますが、資本主義経済の先端に絡んで発生の広がりが見込まれる利殖商法についての相談指導は、消費者行政に一段と高次のノウハウを求められてくるでしょう。



ご存知ですか？

# 賞味期限を正しく理解しよう

## 消費期限と賞味期限のちがい

厚生労働省・農林水産省の「加工食品の表示に関する共通Q&A」では、  
期限を表示すべき食を次のように例示しています。



### 消費期限

弁当、調理パン、そうざい、生菓子類、食肉、生めん類など  
消費期限は、開封せずに定められた方法で  
保存した場合でも、製造日を含めて、  
おおむね5日以内の期間で品質が  
劣化する食品に表示されています。  
過ぎていたら飲食は避けましょう。



### 賞味期限

スナック菓子、即席めん類、缶詰、牛乳、乳製品など  
一方、賞味期限は、開封せずに定められた  
方法で保存すれば、品質が比較的劣化しに  
くい食品に表示されています。おいしく飲  
食できる目安として活用しましょう。

賞味期限 → おいしく飲食するなら期限内に

注) 期限は製造業者や加工業者、輸入業者等が定めます。科学的・合理的な根拠に  
基づき定める必要があり、また、期限はある程度の余裕をみて定めています。



## 捨てない工夫をしましょう



### 日頃から

冷蔵庫など食品の保管場所  
を整理整頓しましょう。

### 余りそうな時

冷凍するなど、食品の寿命を  
延ばす工夫をしてみましょう。※

※ 工夫や判断は消費者の自己責任です。食品についての正しい知識を学習しましょう。

## 賞味期限について

～よくある誤解～

期限は容器包装を開封せずに定め  
られた方法で保存することが前提  
です。開封後は早めに消費するな  
ど、取扱い表示を守りましょう。

### 例

乳製品を要冷蔵  
という表示ど  
おり冷蔵庫に入れ  
ていた場合でも…

開封した後は賞味期限内であっても、  
発酵が進んだり、固形物では乾燥して  
表面が固くなったりするなど、品質が  
保持されないことがあります。「購入し  
て味見し、数日後、残りを食べようとし  
たら賞味期限内なのに味が変わっていた」  
としても、「品質に問題がある」、「メーカ  
ーに責任がある」などとは言えません。

事例



## 浄水器の訪問販売で次々契約?!



今お使いの浄水器ではこんなに濁った水が…。



今なら浄水器下取りサービス中で特別値引きできます!

**突然**の電話で、「浄水器は付けていますか。点検に伺います。」と言うので、今、取り付けてある浄水器の会社だと思い、自宅へ呼んだ。業者は、ドアを開けるなり台所へ行き、新たな浄水器を取り付けた後、コップへ原水と浄水を汲んで試薬検査をし、黄変した水を見せながら、「このままだと塩素が身体に溜まる。」「原水は赤サビが発生していて体に悪い。」などと説明した。「今なら下取りサービスで特別値引きします。」というので、クレジット払いで契約をした。しかし、後で調べると、浄水器を取り替える必要もないことが分かった。



悪質業者が訪問する手口

- ① 親切的な振りをして近づきます。
- ② 不安がらせることを言います。
- ③ お得感をあおってきます。
- ④ 契約を急がせます。

販売業者が、このような素振りを見せた場合は、契約を急がず、身内や知人、市民生活センターへ相談しましょう。

## 対処方法

### 上下水道局や管理会社をよそおった販売業者等に要注意!!

上下水道局やマンションの管理会社をよそおって近づいてくる業者には、簡単にドアを開けず、上下水道局や管理会社に確認をしましょう。また、以前から使用中の浄水器業者をよそおって訪問してくる業者もいます。ドア越しにパンフレットで業者名を確認し、新たな販売の場合は、はっきりと断りましょう。

(注意) 上下水道局などの公的機関は、浄水器等を販売することはありません。

### 不安になることを言ったり、お得感をあおったり、契約を急がせる時は要注意!!

「塩素が身体に悪い」「赤水を飲んでいると病気になる」など不安になることを言ったり、「下取り値引きします」「今日だけの特別価格です」などお得感をあおった上、契約を急がせる場合は急いで契約をせず、身内や知人、市民生活センターへ相談しましょう。

### 不要なものは「いりません」ときっぱり断る!!

次々と契約をしてしまい、クレジットの支払いが重なり、払えないという相談があります。不要なものは、「いりません」ときっぱり断りましょう。また、日頃から商品情報や一般市場価格などを調べておきましょう。

### 不要な契約をしてしまったら、市民生活センターへ!!

契約書面を受け取ってから8日間はクーリングオフ(無条件での契約解除)ができます。また、クーリングオフ期間が過ぎてしまってもあきらめず、市民生活センターへ相談しましょう。

## 事例

Toilet

# 24時間 緊急修理で 予想外の高額請求!!



**急に** トイレが詰まり、以前ポストに入っていた「24時間緊急修理」業者のシール広告を電話の近くに貼っていたので、あわてて電話で修理を依頼した。最初に修理費は2万円ぐらいと言われたが、数分間の修理を終え、20万円の請求を受けた。最初の金額と違うと言ったが、聞き入れてもらえず、結局業者に納得され支払ってしまった。後ほど別の業者に見てもらったら、不必要な工事だったうえ、高額な請求を受けていたことがわかった。



## 悪質業者が訪問 販売で行う手口

「24時間受付」、「低料金」、「見積もり・点検無料」などの宣伝文句をフリーダイヤルの電話番号をチラシやシールに刷り込んでポストや新聞広告で配布し、緊急対応を受付けて、不必要な工事をしたり、高額な修理代金を請求するという被害が発生しています。

## 対処方法

チラシ等を見て、自分から業者へ電話をかけて呼んだ場合は、クーリングオフ制度が適用されず、業者の合意がなければ解約になりませんので注意が必要です。

修理を依頼する前に、京都市の指定業者かどうか確認しましょう。(水道工事・排水設備工事は、京都市指定の工事業者でなければ施工できません。)

修理の前に、見積もりを取り、修理内容の説明を受けましょう。

不必要な修理をされた場合や高額な料金請求を受けた場合は、直ぐに支払わず、市民生活センターへ相談しましょう。

上下水道局では、緊急時に備え、指定業者1社を夜間と土日祝日に待機させています。あわてず、上下水道局営業所またはお客さま窓口サービスコーナー(電話 075・672・7770)へ連絡しましょう。

上下水道局営業所

<http://www.city.kyoto.jp/suido/eigyoichiran.htm>

お客さま窓口サービスコーナー

<http://www.city.kyoto.jp/suido/madoguchi.htm>

京都市の指定業者一覧

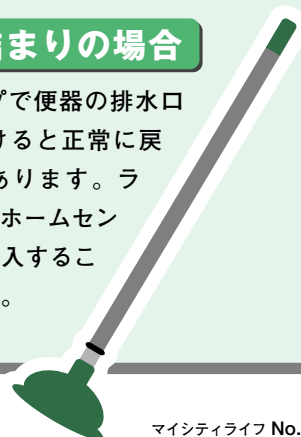
<http://www.city.kyoto.jp/suido/gyosya.htm>

### 水漏れの場合

水漏れが止まらない場合は、止水栓を閉めると水は止まります。(止水栓はトイレタンクの横に、流し台や洗面台は下の扉の中に、その他の場合は屋外のメーターボックスにあります。また、マンションなどの集合住宅の場合は、管理会社へ問い合わせましょう。)

### トイレ詰まりの場合

ラバーカップで便器の排水口に圧力をかけると正常に戻る可能性があります。ラバーカップはホームセンターなどで購入することができます。



**緊急!**  
措置方法



# 市民生活センター 相談のご案内

## 消費生活相談

いずれの相談も  
無料です。  
お気軽にご相談  
ください。

(訪問販売やキャッチセールスなどで困ったときなど)

TEL 256-0800

月～金 午前9時～正午  
午後1時～4時

市民生活に関する相談  
(市政に関する問合せなど)

TEL 256-2007

月～金

午前9時～正午  
午後1時～5時

交通事故相談  
(示談の方法・賠償額の算定など)

TEL 256-2140

法律相談 (弁護士による相談。面談のみ)

TEL 256-2007

月～金

午後1時30分～4時

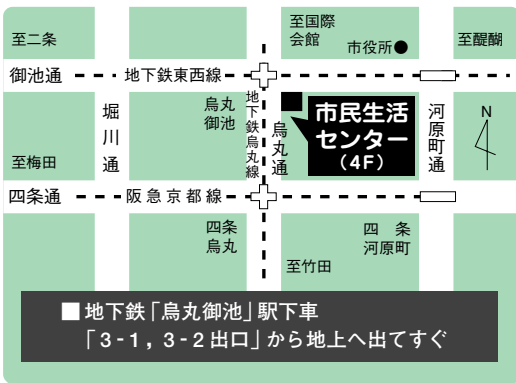
先着順15名

当日午前9時から整理券配布  
水曜日のみ予約制(電話可)

第2・4水

午後6時～8時

予約制12名  
(電話可)



消費者対象の教室、出前講座などの事業や、センターのご案内

TEL 256-1110

FAX 256-0801

住所

〒604-8186 中京区烏丸御池東南角  
アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ

<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>

休所日

土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

### 週末の緊急時の消費生活相談は



クーリングオフ  
TEL 257-9002へ

※電話相談のみ 受付:土・日(年末年始除く)午前10時～午後4時

## トピックス ～架空請求の対処法～

架空請求ハガキ見本

相変わらず相談の多い架空請求。今回はその対処法を掲載します。

- 1 覚えのないハガキが送りつけられても絶対に支払わない!
- 2 覚えのない代金引換郵便も受取りを拒否する!
- 3 不用意に連絡先へ連絡をしない!
- 4 不安に思ったときは市民生活センターに相談する!

他にも国税局や弁護士事務所など実在する機関を名乗った「振り込め詐欺」も発生しており、一層の注意が必要です!

### ※最近の架空請求業者 一覧

業者名	業者住所	業者電話番号
東京管理センター	東京都品川区小山台3-18-2	03-3831-4714
中央管理局	東京都中央区日本橋大伝馬町1-19-2	03-3834-0247

### 民事訴訟裁判強制執行最終通達書

管理コード 00000000

この度、御通知いたしましたのは、貴殿に対する民事訴訟裁判起訴事実についてです。貴殿はご契約会社及び、回収業者から起訴されましたので当局までご連絡ください。こちら「総合消費者民法特例法」上、財政局認可通達書となっておりますので連絡なきお客様につきましては、やむを得ず裁判所からの書類通達書、指定裁判所へ出廷となります。また裁判後の処置と致しましては、給料の差し押さえ及び、動産物、不動産物の差し押さえを強制執行させていただきます。また当局と執行官による「執行証書の交付」を承諾して頂くようお願いすると同時に、債権譲渡証明書を1通郵送させていただきますので承諾の上ご返送ください。尚、書面での通知となりますのでプライバシー保護の為、請求額、支払い方法は当局職員までご連絡ください。以上を持ちまして最終通達とさせていただきます。

裁判取り下げ期日 平成19年1月〇〇日

財団法人 日本財政局総務管理部  
〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都××区×××1-2-3  
(代表)03-△△△△-△△△△  
電話受付時間 9:00～18:00(土・日・祝日を除く)

回覧

してください